制 定 平成19年4月24日和医大規程第44号 最終改正 令和6年10月15日和医大規程第46号

(趣旨及び基本原則)

- 第1条 この規程は、和歌山県立医科大学(以下「本学」という。)において、動物愛護及び動物福祉、 環境の保全並びに教職員及び学生等の安全に配慮し、動物実験等を適正に行うため、必要な事項を 定めるものとする。
- 2 動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律105号。以下「法」という。)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。)、動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号。以下「殺処分指針」という。)、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(平成18年6月日本学術会議。以下「ガイドライン」という。)その他の法令等及び関連する諸規程の定めるところにより実施しなければならない。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によることをいう。)、代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るもの利用することをいう。)及び使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。)の 3R (Refinement、Replacement、Reduction)に基づき、適正に実施しなければならない。(定義)
- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「動物実験等」とは、動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
 - (2) 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、 鳥類又は爬虫類に属する動物 (施設等に導入するために輸送中のものを含む。) をいう。
 - (3) 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管し、又は動物実験等を行う施設・ 設備をいう。
 - (4) 「動物実験室」とは、実験動物に動物実験等(一時的保管(原則として2日以内の保管をいう。) を含む。)を行う施設・設備をいう。
 - 「施設等」とは、飼養保管施設及び動物実験室をいう。
 - [6] 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
 - 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
 - (8) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
 - (身) 「飼養保管施設管理者」とは、学長の命を受け、実験動物及び飼養保管施設を管理する者をいう。
 - 「動物実験室管理者」とは、動物実験室を管理する者をいう。
 - (II) 「実験動物管理者」とは、実験動物に関する知識及び経験を有する者で、飼養保管施設管理者 を補佐し、実験動物の管理を担当するものをいう。
 - (II) 「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
 - (B) 「管理者等」とは、学長、飼養保管施設管理者、動物実験室管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
 - Ⅲ 「法令」とは、法、飼養保管基準その他の動物実験等に関する法律等をいう。
 - (16) 「指針等」とは、基本指針、殺処分指針及びガイドラインをいう。 (適用範囲)
- 第3条 この規程は、本学において実験動物を科学上の利用に供する場合に適用される。
- 2 動物実験等を別の機関に委託等する場合は、委託先においても指針等に基づき、適正に動物実験

等が実施されることを確認しなければならない。

(学長の責務)

- 第4条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施に関し、次の各号に掲げる事項について包括 的に責任を負う。
 - (1) 動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握
 - (2) 前号の結果に基づく改善措置
 - (3) 動物実験等に係る本学の規程に関すること
 - (4) 施設等の設置及び廃止の承認
 - (5) 教育訓練の内容及び体制の基本的事項並びに実施
 - (6) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
 - (7) 外部の機関等による検証の実施
 - (8) その他動物実験等の適切な実施のために必要な措置

(委員会)

- 第5条 第4条第1項の各号に関する事項について調査及び審議し、またこれらの事項に関して学長に対し、助言又は報告等を行う組織として、本学に動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、委員会は、第10条に規定する部会に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(委員会の構成)

- 第6条 委員会は、次に掲げる者で組織する。
 - (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 2名
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 2名
 - (3) その他学識経験を有する者 1名
- 2 委員は、学長が指名する。
- 3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。

(委員長等)

- 第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 (議事)
- 第8条 委員会は委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は必要があると認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、説明 又は意見を聴取することができる。

(部会)

- 第10条 委員会に、紀三井寺部会及び伏虎部会を置く。
- 2 紀三井寺部会は紀三井寺キャンパスに設置する動物実験施設に係る事項を、伏虎部会は伏虎キャンパスに設置する伏虎動物実験施設に係る事項を管轄する。
- 3 部会は、学長の諮問に応じて当該施設における次の各号に掲げる事項について調査審議し、学長 に報告又は助言するものとする。
 - (1) 動物実験計画の法令及び指針等並びに本規程への適合性に関すること。
 - (1) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
 - 施設等の設置及び廃止並びに実験動物の飼養保管状況に関すること。
 - (4) 動物実験等に係る教育訓練に関すること。
 - (5) その他動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。
- 4 部会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
 - (3) その他学識経験を有する者 若干名
- 5 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることはできない。また、動物

実験計画に関して知り得た情報を漏洩してはならない。

- 6 第6条第2項及び第3項並びに第7条から第9条までの規定は、部会に準用する。 (庶務)
- 第11条 委員会及び紀三井寺部会に関する事務は、事務局研究推進課が行い、伏虎部会に関する事務 は、薬学部事務室が行う。

(動物実験等の承認)

- 第12条 動物実験責任者は、科学上の利用の目的を達することができる範囲において次に掲げる事項 を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画申請書(別記第1号様式)を学長に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 研究の目的、意義及び必要性
 - (2) 動物実験等の実施に当たっては、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 動物実験等の実施に当たっては、次に掲げる事項を考慮し、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用すること。
 - ア 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定
 - イ 動物実験等の成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数
 - ウ 実験動物の遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件
 - (4) 動物実験等の実施に当たっては、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法により動物実験等を適切に行うこと。
- 2 学長は、前項の申請を受けたときは、委員会の審査を経て、その申請を承認し、又は却下するものとする。
- 3 動物実験計画の承認期限は、5年以内とする。
- 4 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験を行うことができない。承認を得た実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

(実験操作)

- 第13条 動物実験実施者は、動物実験等の実施にあたって、指針等に基づいて行うとともに、次の各 号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 適切に維持管理された施設等を用いて動物実験等を行うこと。
 - (2) 動物実験計画書に記載された次の事項を遵守すること。
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死の選択
 - (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、指針等及び関連規程等を遵守し、適切な施設や設備を確保し、適切な実験方法を用いて実施すること。
 - (4) 動物実験実施者は、実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (5) 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。 (実施結果の報告)
- 第14条 動物実験責任者は、動物実験計画書に基づき、動物実験等を実施し、終了又は中止したときは、動物実験終了・中止報告書(別記第2号様式)により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。
- 2 動物実験責任者は、前年度の動物実験室の管理及び動物実験の実施状況を報告しなければならない。

(飼養保管施設の設置)

- 第15条 飼養保管施設を設置する場合は、飼養保管施設管理者は飼養保管施設設置申請書(別記第3号様式)を提出し、学長の承認を得なければならない。
- 2 学長は、前項の申請について、委員会に諮問し、委員会の答申に基づいて、当該飼養保管施設の承認又は不承認を決定する。
- 3 飼養保管施設管理者は、飼養保管施設の設置について学長の承認を得た後でなければ、飼養及び 保管を行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

第16条 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を有しなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが容易に清掃、消毒等ができる構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備及び 排水処理設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者がおかれていること。

(動物実験室の設置)

- 第17条 飼養保管施設以外において、実験動物に実験操作を行う動物実験室を設置する場合、動物実験室管理者は動物実験室設置申請書(別記第4号様式)を提出し、学長の承認を得なければならない。
- 2 学長は、前項の申請について、委員会に諮問し、委員会の答申に基づいて、当該施設の承認又は 不承認を決定する。
- 3 動物実験実施者は、動物実験室の設置について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行 うことができない。

(動物実験室の要件)

- 第18条 動物実験室は、次の各号に掲げる要件を有しなければならない。
 - (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
 - (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
 - (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がと られていること。

(施設等の維持管理)

- 第19条 飼養保管施設管理者は、実験動物の適正な飼養保管及び動物実験等の遂行に必要な施設等の 維持管理に努めなければならない。
- 2 学長は、適切な維持管理のなされていない施設等について、その使用を禁止することができる。 (施設等の廃止)
- 第20条 施設等を廃止する場合は、飼養保管施設管理者が施設等廃止届(別記第5号様式)を学長に届け出なければならない。
- 2 飼養保管施設を廃止する場合は、飼養保管施設管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

(マニュアルの作成と周知)

第21条 飼養保管施設管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアル (標準操作手順)を定め、 動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の導入)

- 第22条 飼養保管施設管理者は、実験動物の導入に当たり、指針等に基づき適正に管理されている機関より導入するよう努めなければならない。
- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければ ならない。

(飼養及び健康管理)

- 第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、 適切に給餌・給水を行わなければならない。
- 2 実験動物管理者は、施設等の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、必要な健康管理を行わなければならない。
- 4 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

- 第25条 管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、 病歴等に関する記録を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行わなければならない。
- 2 飼養保管施設管理者は、飼養保管した実験動物の種類及び数等について、年度ごとに学長に報告しなければならない。

(譲渡)

第26条 管理者等は、実験動物の譲渡にあたり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第27条 管理者等は、実験動物の輸送にあたり、指針等を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、 人への危害防止に努めなければならない。

(危害防止)

- 第28条 管理者等は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めておかなければならない。
- 2 管理者等は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 飼養保管施設管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物由来の感染症に 関する知識の習得及び情報の収集に努めるとともに、実験動物による咬傷等を含めた被害の予防及 び発生時の必要な措置を迅速に講じなければならない。
- 4 飼養保管施設管理者は、毒へび、サル、イヌ等の有害又は有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害防止のため、指針等に基づき必要な事項を定めておかなければならない。
- 5 飼養保管施設管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じておかなければならない。

(緊急時の対応)

- 第29条 飼養保管施設管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置に関する緊急時対応マニュアルをあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。
- 2 管理者等は、緊急事態が発生したときは、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努 めなければならない。

(教育訓練)

- 第30条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、次の各号に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受講させなければならない。
 - (1) 関係法令、指針等及び本規程
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保に関する事項
 - (5) 人獣共通感染症に関する事項
 - (6) その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 教育訓練の有効期間は、当該訓練を受けた日の属する年度の翌々年度の末日までとし、動物実験 等の継続を希望する者は更新のための教育訓練を受けなければならない。

(自己点検・評価、検証)

- 第31条 学長は、委員会又は部会に対し、毎年、基本指針への適合性及び飼養保管基準の遵守状況について、自己点検・評価を行わせるものとする。
- 2 委員会又は部会は、指針等への適合性に関して、飼養保管施設管理者、動物実験責任者から自己 点検のための資料を提出させ、自己点検・評価を行ない、学長に報告しなければならない。
- 3 委員会又は部会は、飼養保管施設管理者、実験動物管理者、動物実験責任者及び飼養者に、自己 点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の機関等による検証を実施するものとする。 (情報公開)
- 第32条 学長は、本学における、動物実験等に関する次に掲げる情報を、適切な方法により毎年1回 程度公表するものとする。
 - (1) 本規程、動物実験等に関する点検・評価、外部の機関等による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等
 - (2) 国立大学法人動物実験施設協議会及び公私立大学実験動物施設協議会が要請する情報公開項目
 - (3) 飼養保管基準等の遵守状況の点検結果

(罰則等)

- 第33条 委員長又は部会長は、実験動物管理者、飼養保管施設管理者、動物実験実施者及び飼養者が 法令若しくはこの規程に違反したとき、又は違反する恐れがあると認めたときは、実験又は作業の 中止を勧告し、学長に報告しなければならない。
- 2 学長は、前項の報告を受けたとき又は違反事項を認知したときは直ちに当該実験の制限、中止等必要な措置を講ずることができる。
- 3 罰則の適用に関して、学長は、委員会及び部会に助言を求めることができる。
- 第34条 第2条第2項以外の動物を使用した動物実験等についても、飼養保管基準の趣旨に沿って行 うよう努めなければならない。

(準拠)

第35条 本学における動物実験等の適正は実施並びに実験動物の適正な飼養及び保管に関する具体的な方法は、ガイドラインに準拠するものとする。

(雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。ただし、第1条から第3条までの規定及び第10条 から第34条までの規定は、平成19年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行後、最初に選任される委員については、第5条の規定にかかわらず、その任期を平成20年3月31日までとする。

(和歌山県立医科大学動物実験委員会規程の廃止)

3 和歌山県立医科大学動物実験委員会規程(平成16年4月1日和医大規程第64号)は廃止する。

附則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年3月29日から施行する。

附則

この規程は、平成28年5月6日から施行する。

(経過措置)

平成26年3月31日までに教育訓練を受けた者は、第28条第2項にかかわらず、その有効期間を平成29年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成28年8月16日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年9月12日から施行する。

附則

この規程は、平成31年1月25日から施行する。

附目

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附即

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

動物実験計画申請書

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

講座/研究室名 講座/研究室責任者 職氏名

動物実験責任者 職氏名

下記の動物実験計画について別紙のとおり実施したいので承認を申請します。

記

研究課題名	
新規・変更 : 承認番号 ()

年 月 日

承 認 • 不承認

和歌山県立医科大学長

年 月 日受付

動物実験 責任者名	研究課題名	

動物実験計画書

動物実験責任者連 格 先	(電話番号) (E mail) @wa	akayama-med.ac.jp	教育訓練受講 □有 □無	
動物実験室 (動物実験室の承認番号 を記入すること)	□動物実験施設・動物実験: □講座(研究室)(名称: □その他 (名称:	室等(承認番号:) 承認番号:))	
飼養保管施設 (動物飼育施設の承認番号を記入すること)	□動物実験施設(承認番号 □その他(名称:	:))	
実 験 実 施 期 間	年	月 より 年間		
	動物種系統	性別 匹数	微生物学的品質 入手先	
使 用 動 物				
動物実験を必要と	□代替手段がない	□代替手段	の精度が不十分	
する理由	□その他 ()	
安全管理上注意	□いいえ	□病原微生物投与	□毒物発癌物質投与	
を要する実験	□はいー(右欄要記入)→	□遺伝子組換え実験	□ R I 投与実験	
動物の苦痛軽減方法 (複数選択可)		適切な苦痛軽減方法がなり 名:)	痛の範囲なので、特に処置を講じないいので、苦痛軽減処置ができない。 などの Endpoint を考慮する。)	`.
想定される苦痛の 分類 (複数選択可)	あるいは食欲不振、体重	あるいは全く不快感をトレスまたは(短時間の) 度のストレスまたは(長 低下など非致死的全身)	与えないと思われる実験 痛みを伴うと思われる実験 時間の)痛みを生じると思われる実験	
実験終了後の処置	□麻酔薬等の過剰投与による第 □炭酸ガスによる安楽死 □頸椎脱臼による安楽死 □その他(安楽死(薬剤名:)	
過去の動物実験計 画 書 承 認 の 実 績				
他の関連委員会への 申 請 状 況				
備考欄				

別記第1号様式③

動物実験	研究課題名	
責任者名		

共同研究者名簿

氏名	所属	職名	教育訓練受講
Eメールアドレス	連絡Tel		
			□有□無
@			
			□有□無
@			_ ,, _ ,
			□有□無
@			
			□ 有 □ 無
@			
			□ 有 □ 無
@			

動物実験	研究課題名	
責任者名	101 7 LINK 102-11	

研究概要 (プロトコール) (プロトコールが1ページ内に収まらない場合は、複数ページにわたってもよい。)

(フェーニールがエ、 ファルに収まりない物目は、仮数、 フにむたり(Oよい。) 内野の日毎 (万本の屋底 **** 大野 *** 大野 **** 大野 *** 大野 **** 大野 *** 大野 **** 大野 *** 大野
実験の目的(研究の履歴、 必然性、新規性、社会的意義・価値 、必要に応じて文献引用)
実験方法
\0,07\D
代替法の検討
LING OF THE TENT
危険物の使用・取扱い
苦痛軽減措置
人道的エンドポイントの設定
使用数の説明(使用数の根拠と使用数削減の検討を含める。)
区/13 外~/ 1007 (区/13 数 */ 1区) 区/13 数 1 1 1 1 2 区 / 1 3 2 1 1 2 区 / 1 3 2 1 1 2 区 / 1 3 2 1 2 区 / 1 3 2 1 2 区 / 1 3 2 2 区 / 1 3 2 2 2 区 / 1 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

和歌山県立医科大学長 様

所属長	所属・職	
	氏名	
動物実験責任者	所属・職	
	氏名	

動物実験終了 • 中止報告書

「和歌山県立医科大学における動物実験等の実施に関する規程」第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

承認番号						
研究課題名						
承認された実験期間		年 月	~	年	月	
実際の実験終了日		年 月	終	・ 中止		
動物使用数	動物種	系統名		繁殖・購入 繁殖・購入 繁殖・購入	承認された使用数	実際の使用数
実験結果の概要	(概要を簡潔	に記述)				
実験による成果	巻・号、発行		社などを	、学生実習等では	ヽて、著者名、論文標題 まレポートなどを記載し	
特記事項						

動物使用数の内、購入動物数は、動物実験施設で把握していますので、お問い合わせ下さい。繁殖した動物数は、各自で実験ノート、繁殖記録を元に集計し、記入して下さい。

飼養保管施設設置申請書

和歌山県立医科大学長様

申請 所属名 所属長氏名

「和歌山県立医科大学における動物実験等の実施に関する規程」第15条の規定に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

申請年月日年	月 <u>日</u> <u>受付年月日</u>	年 月 日	受付番号	
1. 飼養保管施設 (施 設) の名称				
	〈管理者〉 所属 職名 連絡先	氏名		
2. 施設の管理体制	関連資格: 〈飼養者〉(人数が多い場合、	氏名 別資料として添付) 氏名	連絡先 経験年数: 連絡先	
	関連資格:		経験年数:	
3. 施設の概要	 1)建物の構造:(例:鉄 2)空調設備:(例:温湿 3)飼養保管する実験動 4)飼養保管設備(飼育が規格: 最大収容数: 5)逸走防止策(ケージの 6)衛生設備(洗浄・消毒 名称:・ 規格: 7)臭気、騒音、廃棄物 	度制御、換気回数等) 内物種: アージ等) 施錠、前室の有無、窓や排水に ・滅菌・排水等の設備)	1の封鎖など)	
4. 特記事項 (例: 化学的危険物質や病 原体等を扱う場合等の設 備構造の有無等)				
5. 委員会 (部会) 記入欄	(条件	日 れた飼養保管施設は規程 等 □ 改善後、使用 れた飼養保管施設は規程	帰始すること。)	
6. 学長承認欄	承認:年月本申請を承認します。承認番号:第	日 号 和歌山	県立医科大学長	

2) 施設の平面図

動物実験室設置申請書

和歌山県立医科大学長 様

申請 所属名 所属長氏名

「和歌山県立医科大学における動物実験等の実施に関する規程」第17条の規定に基づき、下記の動物実験室設置の承認について申請します。

1. 動物実験室の 名称	
2. 動物実験室の 管理体制	〈動物実験室管理者〉(例: 教室主任者等) 所属 職名 氏名 連絡先
3. 動物実験室の 概要	 動物実験室の面積:(m³) 実験に使用する実験動物種: 実験設備(特殊装置の有無等) 逸走防止策(前室の有無、窓や排水口の封鎖など) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
4. 特記事項 (例:化学的危険物質 や病原体等を扱う場合 等の設備構造の有無 等)	
5. 委員会 (部会) 記入欄	調査月日: 年 月 日 調査結果: □ 申請された動物実験室は規程に適合する。 (条件等 □ 改善後、使用開始すること。) □ 申請された動物実験室は規程に適合しない。 意見等
6. 学長承認欄	承認: 年 月 日 本申請を承認します。 号 承認番号: 第 号 和歌山県立医科大学長

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

添付資料

- 1)動物実験室の位置を示す地図
- 2) 動物実験室の平面図

和歌山県立医科大学長 様

所属名 所属長氏名

施設等(飼養保管施設・動物実験室)廃止届

「和歌山県立医科大学における動物実験等の実施に関する規程」第20条の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

1. 廃止する飼養保管施設 (施 設) または動物実験室の名 称	設置承認番号 ()
2. 施設管理者	所属 職名 氏名 連絡先
3. 廃止年月日	年 月 日
4. 廃止後の利用予定	
5. 廃止時に残存した飼養保 管動物の措置 (飼養保管施設等の場合のみ 記載)	残存飼養保管動物の有無
6. 特記事項	
7. 委員会(部会)記入欄	
8. 学長記入欄	和歌山県立医科大学長